

避難解除等区域復興再生推進事業実施計画認定実施要領

福島県

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県において、提出企業立地促進計画における企業立地促進区域内に避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地等を促進することにより、避難解除等区域への住民の帰還の促進その他の避難解除等区域の復興及び再生を図ることを目的として制度化された、福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第20条各項に規定される避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)の認定等に関する必要な事務手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 個人事業者又は法人をいう。
- (2) 提出企業立地促進計画 法第18条第4項の規定に基づき平成25年8月8日に知事が内閣総理大臣に提出した企業立地促進計画をいう。
- (3) 避難解除等区域復興再生推進事業 雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業として、法施行規則第3条各号に掲げられるものであって、提出企業立地促進計画に定められた業種に属する事業をいう。
- (4) 企業立地促進区域 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべきとして、提出企業立地促進計画に定められた区域をいう。

(対象事業者)

第3条 認定の対象となる企業(以下「対象事業者」という。)は、企業立地促進区域内において、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業とする。

(事業実施計画の認定申請等)

第4条 対象事業者は、法第20条第1項の規定に基づき、認定申請書(法施行規則様式第2の1)、事業実施計画(法施行規則様式第2の1(別紙))及

び次に掲げる添付書類を、避難解除等区域復興再生推進事業を行おうとする企業立地促進区域を管轄する地方振興局長を経由して提出し、知事の認定を申請することができる。

(1) 対象事業者が個人事業者の場合

- ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの
- イ 法第20条第3項各号に掲げる事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書（法施行規則様式第2の2）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
- エ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するため必要な法令等遵守の宣言書（様式1）
- オ 直近2期の所得税の申告決算書
- カ 立地予定位置図
- キ 施設配置図
- ク その他知事が必要と認める書類

(2) 対象事業者が法人の場合

- ア 定款及び登記全部事項証明書又はこれに準ずるもの
- イ 法第20条第3項各号に掲げる事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書（法施行規則様式第2の2）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
- エ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するため必要な法令等遵守の宣言書（様式1）
- オ 直近2期の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表・損益計算書）
- カ 立地予定位置図
- キ 施設配置図
- ク その他知事が必要と認める書類

2 対象事業者は、法第25条の規定による施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下「施設の新設等」という。）に要する費用の支出に充てるための準備金（福島再開投資等準備金）を積み立てるため認定の申請を行う場合、その計画の妥当性等を証するものとして、次のいずれかの書面を添付しなければならない。

(1) 積立計画書の内容について、企業の経営支援、相談等を行う別表に掲げる法人等とあらかじめ協議を行った内容を記載した「福島再開投資等準備金に関する事前協議結果報告（様式2）」

(2) 積立計画の内容が客観的かつ社会通念上妥当であることを証する書類

3 第1項及び第2項の規定による認定申請書、事業実施計画及び添付書類の

提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があったときは審査を行い、事業実施計画が次のすべての要件を満たすものであると認めるときは、同項の申請書を受理した日から、原則として1月以内に、その認定を行うものとする。
 - (1) 法第20条第3項各号に掲げる事業実施計画の基準に適合すること。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 関係法令に違反しないこと。
- 5 知事は、対象事業者に対し、必要に応じて、事業実施計画の内容について意見聴取等を行うことができる。
- 6 知事は、第3項の規定による認定を行ったとき、当該事業実施計画を認定事業実施計画（以下「認定計画」という。）として、対象事業者に対して、その旨を通知するものとする。
- 7 前項の認定を受けた企業（以下「認定事業者」という。）及び認定計画の概要については、福島県のホームページに公表するものとするとともに、企業が立地する市町村に通知するものとする。

（認定計画の変更等）

- 第5条** 認定事業者が、当該認定に係る認定計画を変更しようとするときは、法第20条第4項の規定に基づき、変更認定申請書（法施行規則様式第2の3）を、避難解除等区域復興再生推進事業を行おうとする企業立地促進区域を管轄する地方振興局長を経由して提出し、知事の認定を申請しなければならない。
- 2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 3 知事は、前項の規定により認定したときは、認定事業者に対して、その旨を通知するものとする。
 - 4 前条第7項の規定は、前項の規定により認定を行う場合に準用する。

（認定の取消）

- 第6条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。
- (1) 認定計画の内容に偽りがあったとき、又はその他の不正の行為により認定されたと認められるとき。
 - (2) 認定事業者が認定の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 正当な事由がなく前条第1項の規定による変更の申請を行わなかったとき。

- (4) 認定計画が第4条第4項の規定に適合しなくなったとき。
- (5) 認定計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業を実施していない又は実施することが困難であることが明らかであると認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、対象事業者に対して、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は対象事業者としての認定を取り消された者の負担とする。
- 4 第4条第7項の規定は、第1項の規定により取消を行う場合に準用する。

(実施状況の報告)

第7条 知事は、毎年度、認定事業者に対し、「認定避難解除等区域復興再生推進事業に関する実施状況報告」(様式3)により、認定計画の実施状況について報告を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成25年6月10日から施行する。

(施行期日)

この要領は平成26年3月31日から施行する。

(施行期日)

この要領は平成27年5月7日から施行する。

別表 (第4条第2項関係)

| | |
|---|---|
| 1 | 税理士、税理士法人 |
| 2 | 商工会議所 |
| 3 | 商工会 |
| 4 | 福島県中小企業団体中央会 |
| 5 | 公益財団法人福島県産業振興センター |
| 6 | その他企業経営を支援することができるものとして関係法令等で国等の認定を受けている金融機関等 |